



# 三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.251 2018年2月・3月号



## 三重ジョブ キッズキャラバンIN松阪

平成29年12月2日(土)にみえこどもの城を拠点会場として、三重ジョブキッズキャラバンIN松阪が開催されました。

全36種類のしごと体験と5種類のアルバイト体験が実施され、過去最高の延べ618名の方が参加されました。

## CONTENTS

- 1 VOL.251 2018年2月・3月号(表紙) (PDF: 294KB)
- 2 労働委員会のあっせん制度のご案内 (PDF: 148KB)
- 3 三重労働局からのお知らせ
  - ① 雇用環境・均等室からのお知らせ (PDF: 964KB)
  - ② 平成29年 三重県内企業の障害者の雇用状況 (PDF: 219KB)
  - ③ 平成30年度の雇用保険料率について (PDF: 132KB)
- 4 「三重産業保健総合支援センター」からのお知らせ (PDF: 148KB)

\* 「三重の労働2018年2月・3月号」全ページを一括ダウンロードする

(PDF: 1,760KB)

# 労働委員会のあっせん制度のご案内

～労働争議のあっせん・個別労働関係紛争のあっせん～

労働争議のあっせんは労働組合と会社との間で、個別労働関係紛争のあっせんは個々の労働者と会社との間で、労働条件等をめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

※ 労働争議のあっせん、個別労働関係紛争のあっせんのご利用は、いずれも**無料**です。

労働争議のあっせん申請窓口は三重県労働委員会事務局、個別労働関係紛争のあっせん申請窓口は三重県労働相談室（津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1階 TEL:059-213-8290 または 059-224-3110）です。

## ■ 労働争議のあっせん事例

X社に勤務する従業員の加盟するY労働組合から、Z組合員の労災事故の後遺障害への賠償等を求めて、あっせん申請がありました。

あっせん開始時には、双方の主張に大きな隔たりがありました。Z組合員の事故が労災として認定されていることを踏まえ、あっせん員が、訴訟になった場合に認められうる金額相当額を算定し、これをもとに、X社とY労働組合に譲歩を促したところ、双方が歩み寄り、①X社がY労働組合に解決金を支払うこと、②Y労働組合とZ組合員は、この件について、今後、X社への請求を一切行わないこと等を内容とする協定書を締結し、本件は解決しました。



## ■ 労働委員会の個別労働関係紛争のあっせんの特徴

- ・ 公労使（公益側、労働者側、使用者側）3名のあっせん員がサポートします。
- ・ 1回のあっせんで解決できない場合、2回目以降のあっせん開催が可能です。
- ・ 他の紛争解決支援機関で解決に至らなかった労使紛争も受け付けます。
- ・ 希望により、当事者が顔を合わせることなく開催することができます。

※ 三重県労働委員会のホームページから、個別労働関係紛争のあっせん手続を動画でご覧になれます。（動画での手続と三重県労働委員会の手続は一致しないところもありますが、ご参考になさってください。）

## ■ 個別労働関係紛争のあっせん事例

X社に勤めるYさんは、突然解雇を言い渡されましたが、解雇理由に心当たりがなく、納得できなかったことから、慰謝料、解雇予告手当等を求めてあっせん申請しました。

あっせん開始時には、双方の主張に大きな隔たりがありました。あっせん員がそれぞれの主張をよく聞き、譲歩を促したところ、双方が歩み寄り、X社がYさんに解決金を支払うことで合意し、本件は解決しました。

# 三重労働局 雇用環境・均等室からのお知らせ

## ＜1＞ 労務管理セミナー

第一部では、三重労働局から「働き方改革」の地域的課題についての解説を行います。

第二部では、「働き方改革」のキーマンたる、東京大学社会科学研究所の水町勇一郎教授にご講演頂きます。

「働き方改革」を経営戦略として貴社に取り込むために、ぜひご参加ください。

主催：一般社団法人三重労働基準協会連合会

## 労務管理セミナーのご案内

一億総活躍社会の実現、日本経済の再興に向け、最大のチャレンジといわれる「働き方改革」ですが、平成29年3月、「働き方改革実行計画」が策定され、同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の待遇改善や罰則付き時間外労働の上限規制など、「働き方改革」の骨格やロードマップが示されました。今、関連法案の準備等も着々と進められており、企業として、早期にその全体像を理解し、必要な対応策を講じていくことが求められています。当連合会では、このような情勢を受け、以下のとおり「働き方改革」をテーマに労務管理セミナーを開催します。

### 特別講演の講師は「働き方改革実現会議」の水町先生！

セミナーの講師は、地元・三重労働局から、地域事情に即した課題等を解説いただくことに加え、政府の「働き方改革実現会議」や「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」のメンバーとして、「働き方改革実行計画」の策定に中心的な役割を果たしてこられた水町勇一郎東京大学教授をお招きしています。まさに「働き方改革」のキーマンたる水町先生から、直接、2時間にわたりお話を伺える絶好の機会です。是非、本セミナーにご参加いただき、各事業所の人事労務管理や経営戦略の確立に役立てていただきますよう、多くの皆様方のご参加をお待ちしています。

#### <開催要領>

- ◆ 日時 平成30年2月26日(月) 13:30~16:30
- ◆ 場所 津市新町1-6-28 プラザ洞津「飛翔」(2階)
- ◆ 定員 140名(申込多数の場合は先着順とさせていただきます。)
- ◆ お申込 裏面の「参加申込書」に必要事項記入の上、2月19日(月)までに、主催者(一般社団法人三重労働基準協会連合会)あて、FAXによりお申込みください。

参加費

無料

#### <テーマ・講師>

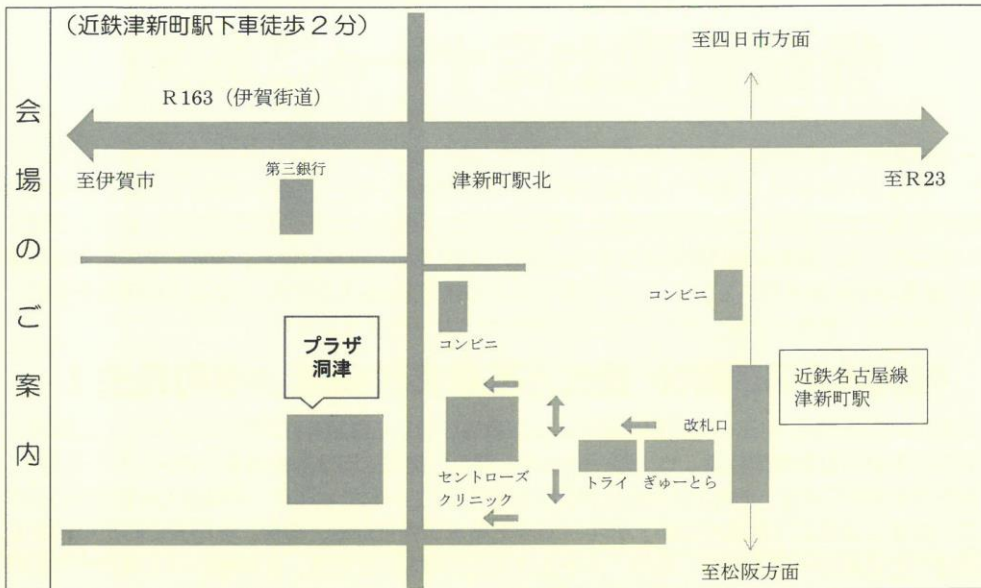
#### ◆ 第1部 講演「三重労働局を取り巻く情勢」

三重労働局雇用環境・均等室 監理官 渡邊 文孝 氏

#### ◆ 第2部 特別講演「働き方改革の動向と課題」

東京大学社会科学研究所 教授 水町 勇一郎 氏

【お問合せ先】 一般社団法人 三重労働基準協会連合会(担当:林・森)  
津市上浜町1-293-4 三重私学青少年会館1階  
TEL.059-227-1051 FAX.059-227-1739



労務管理セミナー（2月26日）参加申込書

➡ FAX.059-227-1739（一般社団法人三重労働基準協会連合会）

事業場名		
所在地		
ご参加いただく方のお名前と連絡先	お名前	御連絡先
		(TEL)
		(FAX)

- (1) お申込みは、この参加申込書を2月19日（月）までに当連合会あてFAXしてください。FAX番号は上記（網掛け部分に示す番号）のとおりです。
- (2) お申込み後、申込多数等の事由により、参加をお断りせざるを得ない場合を除き、当連合会から申込書受理等のご連絡はいたしませんので、ご了承ください。
- (3) セミナー当日、記入後の参加申込書を受付にご呈示ください。受付は13時から行います。
- (4) ご記入いただいた情報は、本セミナーの運営管理の目的以外に使用することはありません。

# 《2》「女性の活躍推進企業データベース」が スマートフォン版になりました

厚生労働省では、各企業の女性活躍推進法に基づく行動計画や情報公表を掲載するツールとして「女性の活躍推進企業データベース」を運営しています。

平成29年12月から「女性の活躍推進企業データベース」がスマートフォン版になったことにより、就活生をはじめとした求職者のアクセスが多数見込まれます。

学生や投資家をはじめ広く自社の取組をアピール出来るチャンスが増えますので、ぜひ登録・公表をお願いします。

## データベースを利用するメリット

- ✓ 取組状況を就活生や消費者、投資家にアピールすることができ**イメージアップ**につながります。
- ✓ 採用活動における**アピールポイント**になり、優秀な人材の採用につながります。

## 「女性の活躍推進企業データベース」

### 登録企業からの声

- ✓ データベースを見た女子学生から応募が増え、**優秀な人材を採用**できた。
- ✓ 掲載したことで取引先から良い評価をもらい、**イメージアップ**につながった。
- ✓ 学生の女性活躍に対する関心も高くなってきており、採用活動における**アピールポイント**になっている。

## 掲載項目

### 求職者が注目する掲載項目

採用者に占める女性の割合
平均勤続年数又は採用10年前後の継続雇用率
育児休業取得率
月平均残業時間
年次有給休暇取得率
女性管理職の割合



### その他掲載項目

採用における男女別の競争倍率又は競争倍率の男女比
労働者に占める女性労働者の割合
係長級にある者に占める女性労働者の割合
役員に占める女性の割合
男女別の職種または雇用形態の転換実績
男女別の再雇用または中途採用の実績
企業認定の有無

女性活躍 データベース

検索

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

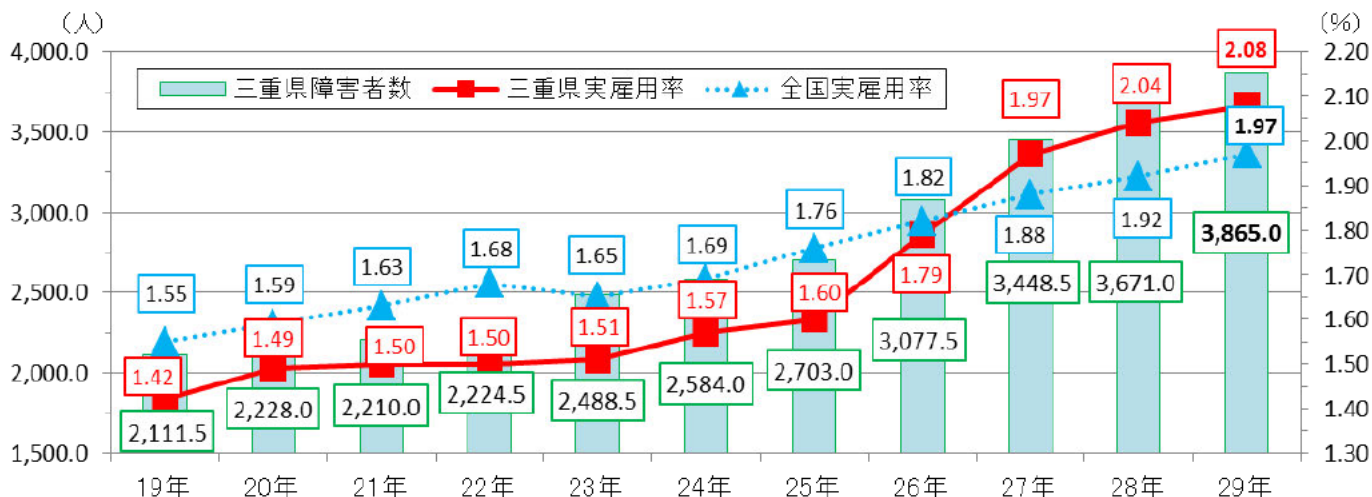
※女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する状況などが優良な事業主であることの「認定」（「えるぼし」認定）を取得する際は、このデータベースでの公表が必要です。

# 平成 29 年 三重県内企業の障害者の雇用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき平成 29 年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある県内の事業主 1,086 社の状況をまとめたものです。

- 三重県内の民間企業における障害者実雇用率は 2.08%（全国平均：1.97%）
- 法定雇用率達成企業の割合は 61.3%（全国平均：50.0%）



詳しくは、三重労働局のホームページ (<http://mie-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>) をご覧ください。

# 平成30年度の雇用保険料率について

～平成29年度から変更ありません～

- ◆ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
  - ・ 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き3/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は4/1,000です。）
  - ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3/1,000です。（建設の事業は4/1,000です。）

## 平成30年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)		失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	<b>3/1,000</b>	<b>6/1,000</b>	3/1,000	3/1,000	<b>9/1,000</b>
(29年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>4/1,000</b>	<b>7/1,000</b>	4/1,000	3/1,000	<b>11/1,000</b>
(29年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	<b>4/1,000</b>	<b>8/1,000</b>	4/1,000	4/1,000	<b>12/1,000</b>
(29年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は平成29年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



## 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

本年1月、三重大学医学部附属病院に治療と職業生活の両立支援（出張）相談窓口を開設しました。治療を受けながら仕事を続けたい方を対象に、三重大学医学部附属病院で「三重産業保健総合支援センター」による両立支援が受けられます。

こんな悩み・不安に対し、相談・支援をいたします

- ・ がん等と診断されたけど、仕事を続けたい。
- ・ 病気のことをうまく伝えられない。
- ・ 治療と仕事を両立できるか不安。
- ・ 今後の働き方について誰に相談したらいいのかわからない。
- ・ 職場の理解・協力が得られない。
- ・ 治療に合わせた短時間勤務や、休暇の取得が難しい。

三重産業保健総合支援センターの両立支援促進員が

**毎月第4木曜日 13:00 ~ 15:00**

三重大学医学部附属病院 医療福祉支援センター（がん相談支援センター）

で相談に応じます。（予約制）

ご予約は三重大学医学部附属病院リボンズハウス

**☎ 059 - 232 - 1111（代表） 月曜日～金曜日 9:00 ~ 16:00**

出張相談以外にも、三重産業保健総合支援センターで相談が可能です。

**☎ 059 - 213 - 0711（三重産業保健総合支援センター）**